

診療所等賃上げ補助金に関する「とても重要なお知らせ」

岡山県内の診療所及び訪問看護ステーションが、国が定める方法に従って職員の賃金改善を行った場合、事後に県へ申請すると、所定の額の補助金が交付されます。

賃金改善に着手する時期 令和8年3月末まで

補助金を申請する時期 令和8年6~7月(予定)

1 支援対象となる医療機関

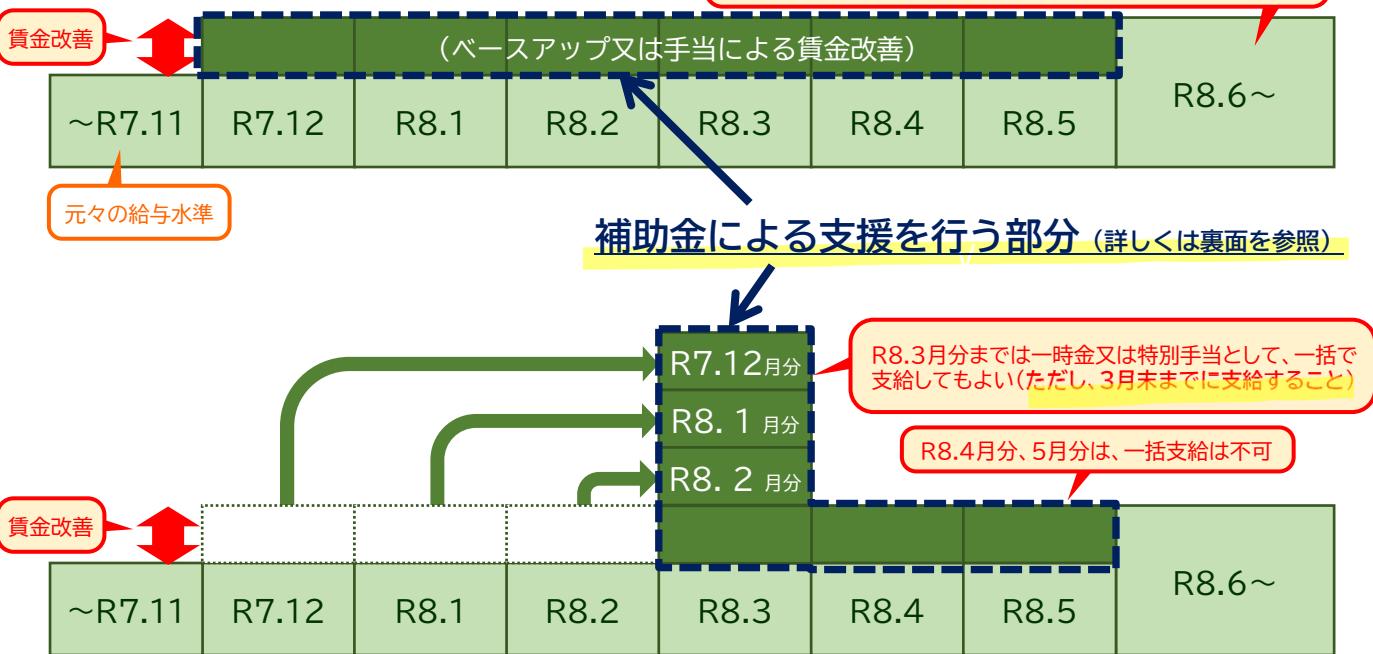
令和8年3月1日時点で厚生局にベースアップ評価料の届出を行っている、岡山県内の診療所(医科・歯科)及び訪問看護ステーション

- ※ 令和8年1月上旬に、県からベースアップ評価料未届け医療機関へお送りした文書で、届出の期限を1月30日とご案内しておりましたが、国が要件を見直したため、期限が3月1日に変更となっています。
- ※ 保険医療を実施していない医療機関は、支援対象外となります。
- ※ 院長と事務職員のみの診療所など、現在の制度上ベースアップ評価料の届出ができない医療機関は、令和8年度診療報酬改定により制度が変更された後に届出を行うことで、支援対象となります。

2 賃金改善の方法

令和8年6月から診療報酬改定に合わせた賃上げを行っていただくことを前提として、その前の半年分(令和7年12月~令和8年5月)についても前倒しで賃金改善を行っていただいた場合に、賃金改善に要した経費に対し、補助金による支援を行うものです。

R8.6診療報酬改定後も、賃金改善の水準を維持(または拡大)



- ※ R7.3.31時点の賃金水準と比較して、既に2.0%を上回るベースアップを実施している場合は、R7.12月~R8.5月の間の、2.0%を上回る部分に補助金を充てることもできます。

3 支援対象となる職員の範囲

- ・ベア評価料の対象となる職種(令和8年度診療報酬改定により新たに対象となる職種を含む。)
 - ・対象医療機関等の開設者と労働契約を締結している者
- ※ 非常勤職員も対象となります。
- ※ 管理者、理事長、個人事業主である院長は対象外となります。

裏面に続きます!



4 補助金額及び申請方法

2 の方法で賃金改善を行った上で、県へ申請を行うと、補助金が交付されます。

補助上限額

・有床診療所（3床以上）	許可病床数	× 7.2万円
・有床診療所（2床以下）	1施設あたり	15.0万円
・無床診療所	1施設あたり	15.0万円
・訪問看護ステーション	1施設あたり	22.8万円

申請方法

令和8年6月以降の、県が別途指定する期間内に、賃金改善を行ったことを報告する書類と、補助金の交付申請書を提出していただきます。

申請受付期間や必要書類については、令和8年5月ごろに、県のホームページでお知らせするほか、対象となる医療機関には、郵送にて案内文書をお届けいたします。

5 参考（国の令和7年度事業実施要綱）

※令和8年度事業も同じ要件となる見込みです。

医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱＜抜粋＞

3. 診療所等賃上げ支援事業

（7）賃金改善（※）の内容

原則として、本事業の支給額を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間、対象職員のベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ。以下同じ。）を実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。

ただし、賃金表や給与規程等の変更に時間を要する場合は、令和8年6月1日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金又は特別手当を、令和8年3月までの間に対象職員に支給することができるが、その場合は4月から5月までベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対して令和8年6月1日から行うこと。

（※）令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充てること。

（※）賃金改善の内容には賃金水準や基本給の引上げに伴い増加する法定福利費等の事業主負担分も含むものとする。

（※）定期昇給による賃金の上昇部分、診療報酬及び他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項に規定する補助金等又は地方自治法第二百三十二条の二の規定により地方公共団体が支出する補助金）を財源として行っている部分に充てることはできない。

（8）留意事項

① 本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く）の水準を低下させていないこと。また、例えば、一部の対象職員に本事業による賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の対象医療機関等のみに賃金改善を集中させることなど、著しく偏った配分は行わないこと。

その上で、医療機関の実情に応じて、職種ごとに傾斜配分することは認められるものであり、例えば、賃金水準が全産業平均と比べて高い職種（例：医師・歯科医師等）への配分額を相対的に小さくする一方、賃金水準が全産業平均と比べて低い職種（例：看護補助者等）に対しては、重点的に配分することが考えられる。

なお、現在、ベースアップ評価料の対象とされていない職種の賃金改善にも配分することはできるが、当該職種が令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の対象とならない場合（※）、当該職種の令和8年6月以降のベースアップのための特別の財源は措置されない点に留意すること。

（※）現時点でベースアップ評価料の対象とすることが検討されている職種

- ・事務職員
- ・40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師

（40歳以上の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師は、現在のベースアップ評価料の対象になっておらず、現時点で対象に含めることは検討されていない。）

経済対策関係補助金の説明会を開催します！

【日時】令和8年2月13日（金） 19時～20時

【場所】岡山県医師会館2階 三木記念ホール ※WEB配信あり

【内容】診療所・訪看ST向け。詳しくは同封の開催案内又は県ホームページをご覧ください。